

別記様式（第11条関係）



令和 2 年 3 月 26 日

深川市議会議長 鶴岡恵司 様

会派名 新政クラブ
代表者名 太田幸一



政務活動費収支報告書

深川市議会政務活動費の交付に関する条例第11条第1項（第2項）の規定により、下記のとおり
年度政務活動費収支報告書を提出します。

記

1 収入
政務活動費 170,130 円

2 支出

（単位：円）

科目	金額	備考
調査研究費	170,130	行政視察（10月20日～25日）
研修費		
広報費		
広聴費		
要請・陳情活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
人件費		
事務所費		
合計	170,130	

（注）備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 差額 0 円



令和元年 12月 24日

深川市議会議長 鶴岡恵司様

会派名 新政クラブ

代表者名 太田幸一



政務活動費実績報告書

深川市議会政務活動費の交付に関する条例第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

使 途	■調査研究費	■研修費	□広報費	□広聴費	□要請・陳情活動費
	□会議費	□資料作成費	□資料購入費	□人件費	□事務所費
実施期間	令和元年 10月20日 ～ 10月25日				
実施場所	愛媛県西予市 滋賀県大津市				
参加者名	太田幸一 佐々木一夫				
実績額	170,130 円 (うち交付請求額 170,130 円)				
内 容	調査研究・西予市：10月20日～10月21日 豪雨災害の状況と対応及び復興に向けた取り組みについての調査研究 10月22日大阪滞在 研修・大津市：10月23日～10月25日 令和元年度市町村議会議員研修[3日間コース]地方分権と自治体の行政改革				

令和元年度深川市議会新政クラブ会派視察・研修報告書

1、視察報告（愛媛県西予市・市役所にて説明）資料：別添

（概要）

平成 30 年 6 月 28 日から 7 月 8 日にかけて発生した西日本豪雨によって、四国地方では総降雨量が 1,800mm に達し、西予市野村地区にある野村ダムが放流し、野村地区で 5 人が亡くなった（下流にある鹿野川ダムの放流では 4 人）災害について、令和元年 10 月 21 日西予市役所にて調査・視察を行ったもの。

（説明概要）

○災害発生状況

「毎秒」300 トンからピーク時には毎秒 2,000 トン近い降雨量があり、国が管理する野村ダムが放流を行ったもの。

肘川の特徴として高低差が少ないことと蛇行していることがあり、長さ 103 キロメートルと比較的長大な河川であるにもかかわらず、源流部と河口との直線距離が僅か 18 キロメートルと、その屈曲振りが窺える。

ただ、当方が事前調査して行った当時の新聞報道では、ダム放水の通告が国から市に対してあった後、西予市が対応を開始するまで 2 時間半のタイムラグがあり、それが被害を産んだ最大原因であるかのような報道があり、西予市に対してもその質問をするつもりだったが、西予市側も何度もその質問を受けているようで西予市側から真っ先にその説明を開始されました。

資料 1「災害の発生状況と対応について」に基づき、時系列の説明を受けたが、西予市は 7 月 5 日には災害対策本部を設置、7 月 7 日 AM2:30 にはダム管理者（国土交通省）から同 6:50 頃に放水を開始する旨の連絡を受け、3:30 に緊急理事者協議を行い、野村地区等に避難所開設を指示し、5:10 に避難指示発令、主に消防団の戸別訪問による避難誘導を開始した。

消防団の活躍は目覚しかったが、例えば被害者の一人は独り暮らしの老婆であり、避難を呼びかけられたが、息子が迎えに来るからと動かず、その息子は商売道具が水浸しになって、その対策に忙しくて迎えに行けず老婆が被害にあったという例が紹介された。

○復興に向けて

高齢化率が高いにもかかわらず、災害による転出者は少ない、特に野村地区に於いては新たな街・住宅地を造るようなものだが住民の理解はあるし、住宅の復旧は進んでいる。

罹災証明の発行は大変で他市町からの応援を頼んだ、また住宅の改修・修繕等技術者・技能者が足りない。

以下は「西予市復興まちづくり計画」参照。

○感想・意見交換

・元来、国（ダム管理者）と市の連絡・提携等の関係は希薄であった、国及び都道府県と市町村の関係を見直すべきで、提携関係を密にすべきと思った。

- ・野村ダムは複合多目的ダムとのことだが、治水能力には限りがあるし、例えば構造上ダム下部から流量を抑制しながらといったことはできない、ダムの治水能力にのみ頼ることはできないと感じた。
- ・森林及び水田等の自然治水能力を見直すべき。
- ・堤防及び河川改修等対策が必要、総じて総合的対策が必要であると感じた。
- ・想定外、100年に一度の災害が気候変動により今後は恒久的になる可能性があると感じた、正直毎秒300トンの水の放流、ましてや毎秒2,000トン近い水量の放出なんて想像できない。
- ・被災住宅の改修及び修繕等個人負担には限界があり、国からの支援が必要とも感じた、先ずは被災国民の支援こそが急がれる。

2、研修報告：令和元年度市町村議会議員研修[3日間コース]「地方分権と自治体の行政改革」(滋賀県大津市唐津:全国市町村国際文化研修所:JIAM)

資料等：別添

○内容：別添日程のとおり5つの講義及び講義・演習を受けました。

ここでは特に下記班別演習発表について報告します。

○地方分権時代の中で地方自治体に期待される役割(演習)「地方分権改革・提案募集方式」による解決策の検討・班別演習の報告：

66名の参加者が事前課題にそって11の班に分けられ、私共は第7班で全国農業地区議員6名の班編成で班長太田、発表者佐々木で「安全農業特区構想」を発表しました。

・発表内容(概略)

総務省の指導の下での班別研修であり「規制緩和」を命題にした「特区構想」演習でしたが、この政権は一方で規制緩和として「種子法廃止」「農業競争力強化支援法」を進め、逆に「種苗法改定」で規制の強化を進めている、要は米・麦・大豆の日本の知見という特許権を民間・外国資本に開放し、それ以外の野菜等のF1を中心とした民間・外国資本の知見を護り農家の自家採種を禁じる、規制強化という二律背反の動きである。

同時に欧米が禁止している農薬使用、特にグリホサートの使用量の緩和を世界で唯一進めていること、既に日本の穀物消費量は米より小麦になっているが、輸入小麦製品(パン)からグリホサートが検出されている、これはポストハーベスト以前に行われるプレハーベストの結果であり、安全な国産小麦の生産こそ必要であること等、むしろ有機農業特区・遺伝子操作(ゲノム編集を含む)禁止特区こそが必要になる。

「安全・安心の農業特区構想」、何よりこれは我々農業地帯よりも都市部・消費地帯にこそ必要なことだ、同時に種子法条例はまだ十数の道県でしか制定されていない、皆さんは地元に戻って全国の都府県でこそ種子法条例を制定すべきだと訴えて会場全体からの温かい拍手と評価を戴いた。

更に会場から危険農薬について等の質問を受け丁寧に説明させていただき、この発表こそこの研修会で最も意味ある議論だとの評価もいただいた。

我が民族の食糧自給と食の安全を確保するための訴えは全国の議員の心に響く、皆同じ志を持っていると感じたものでした。